

令和3年度第2回指定管理者選定委員会会議録（要旨）

●開催日時 令和3年 7月14日（水） 午後 2時29分開会 午後 2時43分閉会

●開催場所 別館3階特別会議室

●会議録

○事務局 資料の確認。レジュメ、資料1、2、3、4。

○委員長 議題の1「指定管理者制度導入の可否について」、これは前回の選定委員会で売却も検討してはどうかという意見があったのだが、「太陽の広場」の今後の方針についてこれから協議していきたい。まず前回の選定委員会での施設所管課からの提案内容を確認すると、公募を行わず、老人クラブ連合会に再指定すること、指定期間は3年間、指定管理料は、前回選定時から〇〇〇円減額して年〇〇〇円、3年総額〇〇〇円で交渉したいという内容。これに対し委員から、本市の厳しい財政状況、施設の老朽化、利用人数の少なさ等を勘案し、当該用地を売却することも検討してはどうかという意見があった。

この件について、委員あるいは施設所管課から、何か質問、意見があればお願いしたい。

○介護保険課 前回の選定委員会の意見では、「市の財政が厳しい中、太陽の広場は利用者数も少なく、費用対効果を考えると廃止し売却も検討してはどうか」との意見をいただいていた。この意見を受け、再度介護保険課内で検討を行ったので報告したい。

太陽の広場は平成6年に建設され、多世代が交流できる広場として機能を果たしている。現在はコロナ禍で利用者は減少しているが、主な利用者は高齢者で、コロナウイルス感染症の防止のため外出を控えており、心身共に虚弱になっている。このことは先日のニュースでも取り上げており「コロナフレイル」という言葉まで生まれ、大きな社会問題となっている。高齢者がこのコロナフレイルに対処するためには、「栄養」「運動」「人とのつながり」の3つのポイントが大変重要となり、また、コロナが収束した場合においても同様と考えている。太陽の広場は、屋外で密にならず安全安心にスポーツを楽しめ、人との交流ができる施設であり、市内にはこのように整備された施設は他にはないので、所管課としてはなんとか存続していきたいと考えている。

しかしながら、ご意見のとおり、市の財政状況を鑑みると何かしらの対策を考えなければならないと考えている。このため、介護保険課が提案している指定管理の期間を「3年」から「1年」とし、その間に有効な対策を検討していきたいと考えている。

○委員長 ただいま介護保険課から修正案がなされたが、公共施設等総合管理計画の削減目標である「更新費用を今後40年間で40%縮減する、当初10年間で15%圧縮する」を達成するためには、聖域を設けず、あらゆる公共施設について廃止、再編の可能性を検討していかなければならない。

この太陽の広場についても、本市の厳しい財政状況を鑑み、当然、売却という選択肢も検討していくべきだと思うが、一方で、昨年度に出張所や中央公民館、市立病院など5つの公共施設を廃止してきた。現在コロナ禍にあって、自宅に閉じこもる高齢者が増えてしまっている中、本施設を廃止することで外出の機会を奪ってしまう可能性があるという意見にも一理ある。

施設のより有効な活用を図った対策を講じていくが、それが果たせそうにないときは、売却等の方針としていく。これが今後1年間の検討期間を設けるという内容。選定委員会の方針

としては、今回施設所管課が提案したとおりの内容、令和4年度の1年間、公募によらず、老人クラブ連合会を指定管理者に指定するという案について、皆さん良ければこれでいきたいし、もし意見があれば。

○委員 その意見には私も大賛成。特に高齢者の出先がなくなってしまうということは避けなければいけないことだと思っているので。ただ、今の現状を見ると、草ぼうぼう、これが問題。だから老人クラブ連合会としてもこの業務を続けていきたいのであれば、その辺をきちんとする。そういうことをやらなければ、周りから何だかんだ言われる。その辺は担当課としてよろしくお願ひしたい。

○委員長 それでは4年度1年間、公募によらず、老人クラブ連合会を指定管理者とするということではどうか。

○委員 異議なし。

○委員長 それでは、そのようにしたい。介護保険課においては、令和4年度末までの指定管理期間終了後、施設廃止や用地売却の方針となった場合にあっては迅速に対応できるよう、関係機関との調整、準備等を進めてお願ひいただきたい。

説明者は交代をお願ひしたい。

○委員長 次に議題の2では、産業振興課所管の「チャレンジショップ」について、前回に引き続き細部を詰めていきたい。

まず前回の選定委員会における施設所管課からの提案内容を確認すると、公募により選定を行うこととし、指定期間は5年間、指定管理料は、前回選定時から〇〇〇円減額して年〇〇〇円、5年総額〇〇〇円で交渉したいという内容であった。

それに対し委員から、チャレンジショップの今後の方向性についての考えを問うものや、5年という指定期間、指定管理料の妥当性についての意見があった。

この件について、委員から何か質問、意見があればお願ひしたい。

○委員 (意見なし)

○委員長 それでは、選定委員会の方針としては、施設所管課からの提案どおり、指定期間は5年間、指定管理料は年〇〇〇円と設定し、公募により選定を行うということで決定してよろしいか。

○委員 異議なし。

○委員長 それでは、そのように決定したい。

ただいま公募により選定を行うことが決定したので、引き続き、募集要項及び選定方法について、施設所管課から説明を受けたい。

○産業振興課 まず、資料1の募集要項について。「1施設の概要等」については記載内容のとおり。「2」については管理運営を行うにあたり、指定管理者の基本的方針を明記している。「3応募の資格等」については、応募者は法人その他の団体として個人での応募は受け付けられないこととし、記載している8項目に該当する者は応募することができないこと。

2ページの「4審査項目」については、1から5までの審査項目に基づき、第1次審査書類選考を行った後に、第2次審査プレゼンテーションを行う予定としている。「5指定管理者が行う業務」として8項目を記載しているが、詳細については資料2の仕様書にまとめている。続いて「6指定期間、7指定管理料」については、指定管理期間が令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、指定管理料は年額〇〇〇円を上限額として、指定管理

料の具体的な金額及び支払方法については、申請者が提出した事業計画、内容等を踏まえ、それまでの運営実績や市の財政状況などを総合的に考慮しながら、指定管理者と協議・検討の上、年度協定書で定めることとする。「9 募集要項の配布」については、令和3年8月5日から配布開始後、施設の現地説明会を8月24日に開催を予定しており、申請書の受付については8月24日から9月3日までとなっている。「13 提出書類」については、アからカまでの書類を提出いただくこととしている。

次に5ページ「15 選定結果の通知及び公表」については、第1次と第2次審査の結果を文書で通知して、指定管理候補者を選定後、ホームページへの掲載等により公表する。「17 指定管理者の指定」については、12月議会の議決後、指定管理者として指定される。

6ページの「19 リスク分担」については、10ページの「別紙1 リスク分担表」のとおり。続いて資料2については仕様書を添付している。資料3については審査の流れ。

続いて資料4の「選定に係る審査方法等について」だが、審査方法については、第1次審査に書類審査、第2次審査にプレゼンを行い、総合点で優先候補者を決定する。提出書類の記載事項をもとに、管理運営方針・運営体制・事業計画・収支計画などについて点数評価を行う。各項目の点数については、5点満点で3点を基準とし、優れている場合には加点、劣っていると思われる場合は減点していただく。

2ページ目の「選定基準の項目」については、具体的な審査内容と着眼点を記載しており、5項目の中では「2の運営体制」を重視している。第1次審査を50点、第2次審査を80点、合計で130点満点としている。

次に3ページに「第1次評点表」と、4ページに「第1次評価基準例」を添付している。第1次審査の手順については、申請者が提出した申請書と第1次評点表を9月8日前後に各委員にお渡しするので採点をお願いしたい。採点が終わったら、産業振興課に連絡いただければ回収に伺う。

○委員長 ただ今の説明に対し、何か意見や質問があればお願いしたい。

○委員 (特になし)

○委員長 それではここでお諮りしたいが、公募を行った際に、仮に現行の指定管理者である中間ゼネラル1者しか応募がなかった場合に、1次書類審査で基準点を上回っていた場合は、これまでの実績等もあるので、プレゼンテーションによる2次審査は省略させていただきたいがよろしいか。

○委員 異議なし。

○委員長 それではそのように進めてまいりたい。なお、基準点を下回っていたり、応募者がゼロなど、該当者がなかった場合の取り扱いについては、指定管理料などの条件を見直したうえで再公募をしていただき、遅くとも3月議会には上程できるよう選定を進めていくことになるのでよろしくをお願いしたい。

それでは産業振興課は、公募に向けて準備を進めていただきたい。次回の会議は、公募が終わり、皆さんに1次書類審査を行っていただいた後の10月頃に開催したい。